

槻木市場2026開催要領

【開催概要】

- 名 称 槻木市場 2 0 2 6
- 目 的 槻木市場は、槻木地域の賑わいづくりを目的として開催する。
町内の商業、農産物はもちろん、趣味や特技を持ち寄り、来場者も出店者も運営者も皆が楽しめる出会いの場とする。
- 主 催 槻木地域づくり推進協議会
- 後 援 槻木生涯学習センター
- 開催日時 令和8年10月3日（土）10:30～14:00
- 開催場所 槻木生涯学習センター館内及び外周

【出店募集】

- 出店対象 槻木市場の目的に賛同する町内の団体、個人を対象とする。ただし、主催者の推薦があった場合は、町外からの出店を認める。
なお、キッチンカーを除いて、会場で調理を伴う方法による販売は対象外とする。
- 募集数 20店程度
※予定数を超えた場合は、締切日前であっても募集を終了する場合がある。
- 募集期間 令和8年7月2日（木）～7月14日（火）
- 販売品目 ①飲食（キッチンカー） ②スイーツ、食品販売
③地場の農産物 ④手作り雑貨、クラフト
⑤日用品、衣料品等 ⑥その他主催者が認めたもの

【出店にあたっての基本事項】

●出 店 料

出店料は無料とする。

●販売方法

原則として、生産者または製造者自ら対面販売すること。

●価 格

価格表示は税込相当価格とし、商品の価値に応じ適切な価格を出店者自身が設定する。

●商品表示

商品表示は、食品表示法等に基づく各種所定の表示を厳守すること。

●出店区画

原則として、1 出店者 1 区画（1.8m×1.8m）とする。

●会場設営・撤去

会場設営・撤去（会場の清掃含む）は、出店者及び主催者で実施する。

●機材の貸出

出店に伴う機材は原則出店者で用意すること。

なお、長机、椅子、白布については、希望者に無料で貸出する。

●ごみ処理

会場で発生したごみは、各自持ち帰りとする。

また、ごみが発生する店舗は、店舗前にごみ箱を設置するなど衛生管理に努めること。

●広告PR等

主催者等において、ポスター・チラシの作成、町お知らせ版、町ホームページへの掲載を行う。

●保健所への届出

販売方法により、保健所に提出した「営業許可申請書・営業届（食品衛生法第55条第1項・第57条第1項）」の写し等の提出を求める場合がある。

●販売商品に対する責任等

出店者の販売した商品に対する一切の責任は、出店者に帰属するものとし、販売商品に対する苦情等についても各出店者で対応する。

なお、販売商品以外の事業全般に関する問合せ等は、主催者で対応する。

【出店までの流れ】

1 出店申込み

参加方法別により、申込書を令和8年7月14日（火）までに提出する。

下記Bの②・③及びCの②については令和8年9月5日（土）まで提出する。

申込書等は、①直接提出②メール③FAXのいずれかの方法により提出する。

A 食品販売以外

①槻木市場出店申込書

B 食品販売（会場で調理を伴わない）

①槻木市場出店申込書

②（今回新規参加者のみ）営業届（第57条第1項の規定に基づく）の写し

③（今回新規参加者のみ）食品衛生責任者の資格を証する書類または誓約書の写し

C キッチンカーで出店

①槻木市場出店申込書

②キッチンカーの営業許可書の写し

〔提出先〕 槻木地域づくり推進協議会（槻木生涯学習センター内）

住所 〒989-1752 柴田町槻木下町3丁目1番60号

電話 0224-56-1997 FAX 0224-56-1982

E-mail stukiko@town.shibata.miyagi.jp

2 出店者決定

事業目的との整合性や応募数、販売品目などの観点から主催者が決定し、結果の可否については郵送で通知する。

3 出店者説明会

日時：令和8年9月5日（土）午後2時から（予定）

場所：槻木生涯学習センター1階 会議室1

内容：出店者へのイベント説明及び出店区画の調整をする。

4 出店準備

出店者は、前日（10月2日・金曜日）午前9時から午後5時までの間に出店準備をする。

5 イベント当日

当日の商品の搬入は午前8時30分からとする。また、販売終了後は当日の売上を主催者に報告し（別紙様式）、会場内の後片付けを行い解散とする。